

1 趣旨

大阪府では、「大阪府自殺対策基本指針」に基づいて、市町村、関係機関・民間団体と連携・協力しつつ、総合的な自殺対策を推進しています。

その一環として、府内で活動する民間団体の皆様が実施する自殺対策のための取組みを広く募集し、自殺対策の効果が期待できるもの(※)に対して、「大阪府自殺対策強化事業補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)に基づく補助事業として補助金を交付し、自殺対策の更なる強化・連携を図ります。

(※)今年度は、近年増加傾向にある若年層に対する支援事業や、SNS相談・深夜相談・居場所づくりやそれにつながる事業を優先的に採択します。積極的な企画・提案を検討願います。

2 事業内容等

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、個人を除く、法令や要綱等を遵守し、事業を適切に行うことができる法人格を有する団体(以下、民間団体とする。)であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①営利を目的とせず、自殺防止対策事業を行う団体であって、大阪府内に事務を行う場所を有し、府内で活動していること。
- ②会則等が整備され、明確な会計、経理を実施できる団体であること。
- ③国、府、市町村から日常的な運営に係る経費について助成を受けていない団体であること。
- ④宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員と関わりのある団体でないこと。

(2) 事業内容及び対象経費等

対象となる事業、経費及び補助率は下図のとおりです。(今後、変更する可能性があります。)

ただし、事業は令和6年3月31日までの間に実施され、完了するとともに、次の①から③までのいずれにも該当しないものとします。

- ①事業の主たる目的に係る業務の大部分を外部委託するもの又は第三者への資金交付を目的とした事業
- ②事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
- ③営利を目的とした事業

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面相談事業 ・ 電話・SNS相談事業 ・ 人材養成事業 ・ 普及啓発事業 ・ 自死遺族支援機能構築事業 	民間団体が実施する当該事業に要した経費の適正な実支出額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費(電話・SNS相談事業に必要な電話回線等の工事に伴うものに限る)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る)、負担金	1/2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層対策事業 ・ 深夜電話相談強化事業 	民間団体が実施する当該事	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務	2/3

・自殺未遂者支援事業 ・ゲートキーパー養成事業	業に要した経費の適正な実支出額	費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話・SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る）、負担金、補助金	
----------------------------	-----------------	--	--

※事業内容、補助対象経費等については、以下の点に留意してください。

○本補助金により実施する事業に対して、他の国庫負担（補助）金等を重複して受けることはできません。

○所要額は事業内容に即した見積りとしてください。

○経費については、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な人員数、回数、数量等を見込んで積算してください。

（３）補助額

1団体あたり上限500千円。

ただし、審査・選定の結果、交付対象事業の内容に応じて金額を精査することがあります。

（４）事業実施期間

補助金の交付決定日から令和6年3月31日まで。

3 応募方法等

（１）提出書類

- ①令和5年度 自殺対策民間団体支援事業 応募書【様式1】
- ②令和5年度 自殺対策民間団体支援事業 実施計画書【様式2】
- ③令和5年度 自殺対策民間団体支援事業 予算内訳書【様式3】
- ④団体概要書【様式4】
- ⑤定款、寄附行為、会則又はこれに代わるもの
- ⑥前年度の事業報告書及び決算書類（収支決算書、貸借対照表等）
- ⑦その他事業内容の説明に必要となる資料

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

（２）受付期間

令和5年6月6日（火）から令和5年6月23日（金）必着

（３）提出方法

郵送又は持参で提出してください。

持参される場合は、平日の9時30分から18時までをお願いします。

※様式1から4については、別途、電子ファイルをEメールでも提出してください。

(4) 提出先

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 精神保健グループ
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目1番22号
電話：06-6941-0351（内線 2526）
E-mail：chiikihoken-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp

4 選定方法

大阪府地域保健課にて事業内容の書面審査を行い、提案のあった事業の採択・不採択についての選定を行います。選定にあたっては、個別に事業内容の確認のため、ヒアリングをさせていただくことがあります。

5 選定基準

選定にあたっては、以下の選定基準を重視し、総合的に評価して決定します。

- ①事業が大阪府の自殺の状況や課題を的確に反映したものであること
- ②事業の内容が具体的で実現可能性があること
- ③事業の実施効果が大阪府の自殺対策に資するものであること
- ④適宜、事業を評価し、効果的・効率的に実施する体制が整備されていること
- ⑤事業内容に見合った適切な経費を計上していること

6 選定結果

選定結果については、応募のあった全ての団体に対して文書にて通知します。
なお、選定結果の個別理由については、お答えしません。

7 補助金の交付

(1) 選定された団体は、採択された事業について、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）及び要綱等に基づき、別途補助金の交付申請手続きを行うものとします。

(2) 補助金の交付決定日以後、補助事業を開始することができます。

6による選定結果通知をもって事業を開始することはできませんのでご注意ください。

8 スケジュール

事業募集	令和5年6月6日（火）～令和5年6月23日（金）
審査・選定	令和5年6月下旬
補助金交付申請	未定 ※決定次第、選定団体にご連絡させていただきます。
事業実施期間	交付決定日（未定）～令和6年3月31日（日）
事業実績報告の提出及び精算	令和6年4月中旬

9 問い合わせ先

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 精神保健グループ 担当：佐々木
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号
電話：06-6941-0351（内線 2526）